

平成 27 年 4 月 27 日

各 位

会社名 エレマテック株式会社
代表者名 代表取締役会長 櫻井 恵
(コード番号 2715 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長執行役員 磯上 篤生
(TEL 03-3454-3526)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 27 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 69 回定時株主総会に、定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日に施行される「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律 90 号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役ではない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、定款第 28 条(取締役の責任免除)及び定款 38 条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 19 日

以上

＜現行定款・変更案対照表＞

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の同法第423条第1項の賠償責任につき、取締役会の決議をもって、法令の定める限度まで、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>